

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 10 章 キャッシュ・フロー計算書の様式

10-1 利益とキャッシュ・フロー

10-1-5 キャッシュ・フロー計算書の作成目的(承前)

同様に、病院で作成されるキャッシュ・フロー計算書については、次のように定められている。

【病院会計準則】

第 5 章 キャッシュ・フロー計算書原則

第 41 キャッシュ・フロー計算書の作成目的

キャッシュ・フロー計算書は、病院の資金の状況を明らかにするために、活動内容に従い、一会計期間に属するすべての資金の収入と支出の内容を記載して、その増減の状況を明らかにしなければならない。

病院の経営者がキャッシュ・フローの動向を把握すべきであることは言うまでもないが、外部の利害関係者も次のような理由からキャッシュ・フローに関心を持つであろう。

- (1) 充実した医業サービスの提供を維持するために必要な現金収入を創出する能力を有しているか
- (2) 借入などの負債に対して利息の支払いあるいは支払期限が到来した負債の返済能力を有しているかなどがあげられる。

10-1-6 キャッシュの範囲

キャッシュ・フロー計算書は、キャッシュの基本は現金であることは言うまでもないが、その性質から現金に近い機能を有しているものについても資金の範囲として認めている。つまり、現金とは即時的に支払手段として機能する流動資産であるから、この即時性あるいは資産の流動性に着目し、現金に近い機能を果たすとされるものはキャッシュの範囲に含めることとした。

<続く>

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

新型コロナウイルス感染症 今後の診療報酬上の取扱い

新型コロナウイルス感染症については、5月8日の感染症法上の位置づけが変更されます。その変更に伴って、コロナ診療における感染対策や中等症、重症患者への対応等を評価する観点から診療報酬において累次の特例的な対応が見直しされます。

<外来・在宅医療>

・疑い患者への対応を公表し、空間的・時間的分離や適切な PPE の活用等、必要な感染対策を講じた上で行う疑い患者への診療については、引き続き評価する。その際、かかりつけ患者等に限らず疑い患者を広く受け入れる医療機関においては、空間的・時間的分離の準備をより周到に行う必要があることを考慮する。

・コロナ患者に対する診療においては、届出の簡略化や重症化率の低下によって一定程度業務が効率化している。一方で、類型変更に伴い、療養指導やフォローアップ、入院調整において医療機関の果たす役割が大きくなることから、これらの業務の評価として見直しを行う。

・往診時に必要な感染対策についても、引き続き評価する。緊急の往診については、重症化率の低下や外出制限の緩和により必要性は低下しているため評価の見直しを行う。

<入院>

・入院医療においても、必要な感染対策（個室・陰圧室での管理を含む。）は引き続き評価する

・重症化率の低下等により業務内容・人員体制が一定程度効率化されており、重症・中等症患者等の特例は一定程度見直しを行う。

・回復患者への対応の経験の蓄積等による業務の効率化を踏まえ、回復患者を受け入れた場合の特例については見直しを行う。

<歯科>

・コロナ患者に対して延期が困難な歯科治療を実施する場合の感染対策は今後も必要であり、引き続き評価する。

(出典：新型コロナウイルス感染症の診療報酬上の取扱いについて(厚生労働省))